同志社大学大学院司法研究科

2019年度秋学期末試験問題

科目名：△国際私法ＩＩ

担当者：高橋宏司

持込参照：一切不可（「司法試験用六法」を試験会場で貸与）

試験時間：90分

講評会：

甲国に保管されている絵画(「本件絵画」)の所有者S(乙国法人)は、本件絵画を売り渡す契約(「本件契約」)をB(日本法人)との間で締結した。本件契約に、準拠法を指定する条項は含まれていない。本件契約では、本件絵画の引渡しは、日本に所在するBの営業所においてなすこととなっており、その代金は、乙国の銀行においてSが保有する口座に振り込むこととなっていた。Sは、契約に従って本件絵画の引渡しをしたが、Bは、履行期を過ぎても代金を支払わなかった。そこで、Sは、Bに対して電子メールを送信し、本件契約を解除する意思表示(「本件意思表示」)を行った。さらに、Sは、Bを相手取って、日本において訴えを提起し、損害賠償と合わせて、本件絵画の返還を請求した。

以上の状況で、次の各問いに答えなさい。各問いは、別段の記述がないかぎり、互いに独立しているものとする。

(1) 本件絵画の所有権が本件契約の締結時にBに移転したか否かを決める準拠法は、何国法か。(期末試験総点80点中10点)

(2) 本件絵画の所有権は、本件契約の締結時にはBに移転していないとする。本件絵画の引渡時に移転したか否かを決める準拠法は、何国法か。(期末試験総点80点中5点)

(3) 本件契約中に、「本件絵画の所有権は、代金が振り込まれるまでは、Sに留保されるものとする」という条項(「本件条項」)が挿入されているとする。本件条項の存在によって、小問(2)の答えは変わるか説明せよ。(期末試験総点80点中5点)

(4) 本件契約の解除の可否を決める準拠法は、何国法か。(期末試験総点80点中15点)

(5) Sの損害賠償請求の準拠法は、何国法か。(期末試験総点80点中5点)

(6) 本件絵画の所有権は、本件契約の締結時にBに移転したが、その後、本件契約が本件意思表示により、有効に解除されたとする。本件絵画の所有権がSに復帰するか否かを決める準拠法は、何国法か。(期末試験総点80点中10点)

(7) Sは、不当利得にもとづき、本件絵画の返還を請求したとする。準拠法は、何国法か。(期末試験総点80点中10点)

(8)本件契約は、Sの営業主任MがSを代理し、乙国に所在するSの営業所において締結したものとする。本件契約がSに効果帰属するか否かを決める準拠法は何国法か。MがSを代表して締結した場合はどうか。(期末試験総点80点中20点)